

広報まき

1992
(平成4年)
11/25

第640号 ◆毎月10日・25日発行



今更に見つけた久義

として集められた税金は、健全な国保事業を行うための重要な財源となり、その運営にのみ使用されております。

また、国保税がどのような人に課せられ、どのような算定方法をとるのかなど具体的な内容については、地方税法等に基づいて定められた町の国民健康保険税条例によっております。現在、町では、

国保加入者がいる世帯に対して世帯主の名で課税し、所得割、資産割、均等割、平等割の四つの合算金額を年税額と定め、年六回の納期に納めていただいております。

たばこ税とは製造たばこの製造者・特定販売業者及び卸販売業者が製造たばこを小売販売業者に

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数です。

2、課税標準
・売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数です。

3、税率
・一千本につき一、九九七円
・旧三級品の紙巻たばこに係る税率は一千本につき九四八円

4、納税方法
・卸販売業者等は、毎月二日から月末までの間の課税標準数量、税額などを申告書に記載し、それを翌月末日までに町に提出す

・一人一日百五十円（但し一泊二日の入湯客については、これを一日として取り扱います。）

3、納税方法
・鉱泉浴場経営者が申告して特別徴収の方法によって、納めていただきます。

○ 固定資産税
固定資産税は、毎年一月一日現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方に、その固定資産の価格（評価額）を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

具体的には、次のような手順で税額が決定されます。

1、固定資産を国が定めた評価基準に基づき評価を行い、価格を決定し、この価格を基に課税標準額を決定します。原則としては、価格が課税標準額となります。特例措置等が適用され価格よりも低く算定される場合もあります。

○ 軽自動車税
軽自動車税は、四月一日（賦課期日）現在の主たる定置場所在の市町村が課税します。

○ 納税義務者は、軽自動車等の所

売り渡す場合において、その製造たばこに対する課税される税金です。

1、納める人
・製造たばこの製造者

・特定販売業者（輸入業者）
・卸販売業者

2、課税標準
・売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数です。

3、税率
・鉱泉浴場における入湯客

4、納税方法
・同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、土地三十万円、家屋二十万円、償却資産百五十万円に満たない場合には課税されません。（金額は平成四年度現在）

5、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、土地三十万円、家屋二十万円、償却資産百五十万円に満たない場合には課税されません。（金額は平成四年度現在）

6、土地・家屋の評価について
日は、三年に一度の評価替（評価の見直し）が行われます。

7、固定資産税
固定資産税は、毎年一月一日現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方に、その固定資産の価格（評価額）を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

具体的には、次のような手順で税額が決定されます。

1、固定資産を国が定めた評価基準に基づき評価を行い、価格を決定し、この価格を基に課税標準額を決定します。原則としては、価格が課税標準額となります。特例措置等が適用され価格よりも低く算定される場合もあります。

2、課税標準額×税率（一・四五%）＝税額となります。税率は一・四五%から一・一%の範囲で市町村で定めることとなつており、卷町は一・四%となっています。

3、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、土地三十万円、家屋二十万円、償却資産百五十万円に満たない場合には課税されません。（金額は平成四年度現在）

4、鉱泉浴場経営者が申告して特別徴収の方法によって、納めていただきます。

5、固定資産税
固定資産税は、毎年一月一日現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方に、その固定資産の価格（評価額）を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

具体的には、次のような手順で税額が決定されます。

1、固定資産を国が定めた評価基準に基づき評価を行い、価格を決定し、この価格を基に課税標準額を決定します。原則としては、価格が課税標準額となります。特例措置等が適用され価格よりも低く算定される場合もあります。

2、課税標準額×税率（一・四五%）＝税額となります。税率は一・四五%から一・一%の範囲で市町村で定めることとなつており、卷町は一・四%となっています。

3、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、土地三十万円、家屋二十万円、償却資産百五十万円に満たない場合には課税されません。（金額は平成四年度現在）

4、鉱泉浴場経営者が申告して特別徴収の方法によって、納めていただきます。

5、固定資産税
固定資産税は、毎年一月一日現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方に、その固定資産の価格（評価額）を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

具体的には、次のような手順で税額が決定されます。

1、固定資産を国が定めた評価基準に基づき評価を行い、価格を決定し、この価格を基に課税標準額を決定します。原則としては、価格が課税標準額となります。特例措置等が適用され価格よりも低く算定される場合もあります。

2、課税標準額×税率（一・四五%）＝税額となります。税率は一・四五%から一・一%の範囲で市町村で定めることとなつており、卷町は一・四%となっています。

3、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、土地三十万円、家屋二十万円、償却資産百五十万円に満たない場合には課税されません。（金額は平成四年度現在）

4、鉱泉浴場経営者が申告して特別徴収の方法によって、納めていただきます。

5、固定資産税
固定資産税は、毎年一月一日現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方に、その固定資産の価格（評価額）を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

具体的には、次のような手順で税額が決定されます。

1、固定資産を国が定めた評価基準に基づき評価を行い、価格を決定し、この価格を基に課税標準額を決定します。原則としては、価格が課税標準額となります。特例措置等が適用され価格よりも低く算定される場合もあります。

2、課税標準額×税率（一・四五%）＝税額となります。税率は一・四五%から一・一%の範囲で市町村で定めることとなつており、卷町は一・四%となっています。

3、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、土地三十万円、家屋二十万円、償却資産百五十万円に満たない場合には課税されません。（金額は平成四年度現在）

るとともに、その申告した税金を納付します。

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉に要する費用に充てるために鉱泉浴場における入湯行為に対して課税される税金です。

1、納める人
・人湯税

・鉱泉浴場経営者が申告して特別徴収の方法によって、納めていただきます。

2、税率
・鉱泉浴場における入湯客

3、納税方法
・鉱泉浴場経営者が申告して特別徴収の方法によって、納めていただきます。

4、固定資産税
固定資産税は、毎年一月一日現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方に、その固定資産の価格（評価額）を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

5、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、土地三十万円、家屋二十万円、償却資産百五十万円に満たない場合には課税されません。（金額は平成四年度現在）

6、土地・家屋の評価について
日は、三年に一度の評価替（評価の見直し）が行われます。

7、固定資産税
固定資産税は、毎年一月一日現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方に、その固定資産の価格（評価額）を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

8、納税義務者は、軽自動車等の所

9、軽自動車税
軽自動車税は、四月一日（賦課期日）現在の主たる定置場所在の市町村が課税します。

10、納税義務者は、軽自動車等の所

11、軽自動車税
軽自動車税は、四月一日（賦課期日）現在の主たる定置場所在の市町村が課税します。

12、納税義務者は、軽自動車等の所

13、軽自動車税
軽自動車税は、四月一日（賦課期日）現在の主たる定置場所在の市町村が課税します。

14、納税義務者は、軽自動車等の所

15、軽自動車税
軽自動車税は、四月一日（賦課期日）現在の主たる定置場所在の市町村が課税します。

16、納税義務者は、軽自動車等の所

17、軽自動車税
軽自動車税は、四月一日（賦課期日）現在の主たる定置場所在の市町村が課税します。

18、納税義務者は、軽自動車等の所

19、軽自動車税
軽自動車税は、四月一日（賦課期日）現在の主たる定置場所在の市町村が課税します。

20、納税義務者は、軽自動車等の所

21、軽自動車税
軽自動車税は、四月一日（賦課期日）現在の主たる定置場所在の市町村が課税します。

22、納税義務者は、軽自動車等の所

23、軽自動車税
軽自動車税は、四月一日（賦課期日）現在の主たる定置場所在の市町村が課税します。

24、納税義務者は、軽自動車等の所

有者です。

軽自動車等の種類は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車の異動（廃車・使用者変更・町外転出等）の申告は、役場税務課にては、陸運支局へ異動申告をお願いします。

原動機付自転車・小型特殊自動車の異動（廃車・使用者変更・町外転出等）の申告は、役場税務課にては、陸運支局へ異動申告をお願いします。

10周年の喜びを!

町立卷西中学校創立10周年記念



秋晴れに恵まれた十一月十四日、町立卷西中学校（倉地厚校長）創立十周年記念式典が全校生徒（生徒数六百二十九人）と旧教職員、保護者、教育委員会関係者約二百人が参列して盛大に行われました。

式典に先立ち、旧卷中学校、浜松中学校、峰岡中学校が分離するまでと、統合して新生町立卷西中学校になつてからの歴史の数々と各クラブの部活動を収めたスライドが一こま一こま上映されました。

式典は、同中学校の講堂で行われ、卷西中学校創立十周年記念事業実行委員長堀之内竹司氏が式辞を述べ、町長、教育委員長の祝辞の後に第一代目、第二代目のPTA会長や歴代の学校長等に感謝状の贈呈が行われました。

そして校長のあいさつに続い

て、生徒会長の桜井涉君が「十年の年月は、人間としてはまだ子どもですが、卷西中学校の歩みは充実した十年があつたと思います。教育目標の心優しい生徒、挑戦する生徒を心に部活動では、郡内での活躍が目をみはります。これは生徒たちが一生懸命練習して築きあげたものです。」

この十周年という記念の年に、在校することができた僕たちは幸せなものだと思います。

何年たつても角田山のふもとでそびえ立つ卷西中学校、心のふるさとであつてほしい。」と生徒をいました。

社会福祉功績者を表彰

卷町社会福祉大会



あわてず落着いて

卷町郵便局で防災訓練

グがありました。
訓練終了後、卷警察署の中澤防犯少年課長から「訓練の繰り返しで、あわてず、落着いて対応し時間稼ぎをすることが大切です。これから年末を迎え、より一層警戒体制を強化してください」と講評を受けました。

この大会は、福祉の需要が多岐化し、その必要性も増大してきている現代において一人でも多くの町民から社会福祉に協力してもらいました。

会場の卷町公民館には、社会福祉関係者約二百人が参加し、民生

祉はあなたが主役をスローガンに実施されました。

この大会は、福祉の需要が多岐化し、その必要性も増大してきており、健康で心のふれあう町づくりを推進しようと地域福祉・在宅福祉はあなたが主役をスローガンに実施されました。

会社法人卷町社会福祉協議会（佐藤治一会長）では、第九回

卷町社会福祉大会を十一月十六日開催し、社会福祉に貢献、功績のあった三十の個人、団体の表彰と福祉への意識向上のための講演を行いました。

この大会は、福祉の需要が多岐化し、その必要性も増大してきており、健康で心のふれあう町づくりを推進しようと地域福祉・在宅福祉はあなたが主役をスローガンに実施されました。

会場の卷町公民館には、社会福祉関係者約二百人が参加し、民生

祉はあなたが主役をスローガンに実施されました。

この大会は、福祉の需要が多岐化し、その必要性も増大してきており、健康で心のふれあう町づくりを推進しようと地域福祉・在宅福祉はあなたが主役をスローガンに実施されました。

会場の卷町公民館には、社会福祉関係者約二百人が参加し、民生

祉はあなたが主役をスローガンに実施されました。

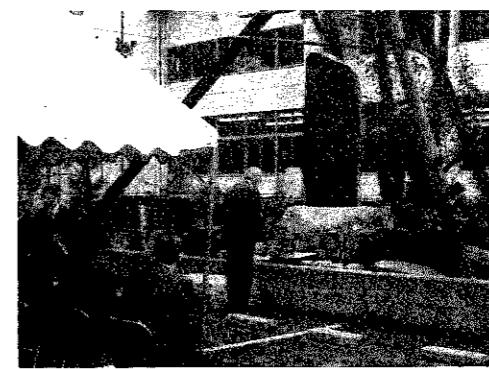
式典では、吹奏楽部のファンファーレで寄贈者安澤藤夫氏、揮毫者渡辺秀英先生と倉地厚校長で記念碑の除幕が行われました。

そして、参列者全員で献花をしました。

代表して喜びのことばを元気よく述べ、全員で校歌を合唱して記念式典を終えました。

町立卷西中学校は、昭和五十八年四月一日、旧卷中学校、浜松中学校、峰岡中学校の三校を分離統合して開校、これまで二千四百人余りの卒業生を輩出し、伝統をひきつぎ、さらなる発展をめざしています。

記念碑を除幕



（こと）して、渡辺秀英先生から揮毫（筆をふるうこと）していただき、「もろともにいたわりあいてすこやかに大空高く実をば結ばむ」と刻まれています。

式典では、吹奏楽部のファンファーレで寄贈者安澤藤夫氏、揮毫者渡辺秀英先生と倉地厚校長で記念碑の除幕が行われました。

そして、参列者全員で献花をしました。

校長と生徒会長の桜井涉君がお礼の言葉を述べ、渡辺秀英先生から感謝状を贈呈し、安澤藤夫氏から

感謝状についてのお話を聞いて聞きました。

芸術の秋、十一月一日から卷町

公民館ほか各地区館、分館で文化祭が開催されています。

四ツ郷屋分館でも、秋晴れのさ

わやかな十一月八日、地区民の作品を集めた作品展と不用品即売会、

同分館は、生花教室、民踊教室

や集会に利用されています。

地区民の教養と趣味を広げる場

として大いに分館を利用してもらおうと、区の役員を中心には各種団体の協力で数年ぶりに文化祭を実施しました。

町立卷西中学校創立十周年を記念して松野尾の安澤藤夫氏が寄贈したもので、碑文は卷西中学校の教育目標「心優しい生徒、挑戦する生徒」を具現（実際にあらわす）が参列して行われました。

この記念碑は、創立十周年を記念して前庭に建立された記念碑の除幕式が十一月十一日、関係者が参列して行われました。

この記念碑は、創立十周年を記念して松野尾の安澤藤夫氏が寄贈したもので、碑文は卷西中学校の教育目標「心優しい生徒、挑戦する生徒」を具現（実際にあらわす）が参列して行われました。



楽しみながら 防災教室

なまづII世号で体験

災害は忘れた頃にやつてくると言われております。

新潟地震から二十八年がすぎ、その当時の記憶もうすれ日頃からの備えも、おろそかになりがちです。

そこで、楽しみながら防災知識を身につけてもらおうと町内四ヶ所で防災教室を開催しました。

十一月三日の町民祭では、起震車「なまづII世号」による地震体験、難問続出の防災クイズ、訓練用消火器の実演など子供たちから大人まで約四百人のみなさんが、秋晴れの一日を楽しみながら防災知識を身につけてもらいました。

久し振りに文化祭を開催した高杉副区長は、「みなさんの協力とともに大盛況で、楽しい文化祭ができました。新しく趣味の会を開く話もあり、ほんとうにうれしいことです。」と文化祭の成功に満足そうでした。

杉副区長は、「みなさんの協力をとりで大盛況で、楽しい文化祭が開かれました。新しく趣味の会を開く話もあり、ほんとうにうれしいことです。」と文化祭の成功に満足そうでした。

菊人形など区民の力作を展示しました。また婦人会が中心となつて行われた不用品即売会には、各家庭から出された品物や保育園母の会と小中学校PTAが余り布と牛乳パックで作った小物入れ、ペンケースなどが販売されました。即売会の開始時刻には多くの人が観覧に訪れ、展示された力作をゆっくりとこちらゆくまで楽しみました。

久し振りに文化祭を開催した高杉副区長は、「みなさんの協力とともに大盛況で、楽しい文化祭ができました。新しく趣味の会を開く話もあり、ほんとうにうれしいことです。」と文化祭の成功に満足そうでした。

久し振りに文化祭を開催した高杉副区長は、「みなさんの協力とともに大盛況で、楽しい文化祭ができました。新しく趣味の会を開く話もあり、ほんとうにうれしいことです。」と文化祭の成功に満足そうでした。

久し振りに文化祭を開催した高杉副区長は、「みなさんの協力とともに大盛況で、楽しい文化祭ができました。新しく趣味の会を開く話もあり、ほんとうにうれしいことです。」と文化祭の成功に満足そうでした。

久し振りに文化祭を開催した高杉副区長は、「みなさんの協力とともに大盛況で、楽しい文化祭ができました。新しく趣味の会を開く話もあり、ほんとうにうれしいことです。」と文化祭の成功に満足そうでした。

久し振りに文化祭を開催した高杉副区長は、「みなさんの協力とともに大盛況で、楽しい文化祭ができました。新しく趣味の会を開く話もあり、ほんとうにうれしいことです。」と文化祭の成功に満足そうでした。

久し振りに文化祭を開催した高杉副区長は、「みなさんの協力とともに大盛況で、楽しい文化祭ができました。新しく趣味の会を開く話もあり、ほんとうにうれしいことです。」と文化祭の成功に満足そうでした。

久し振りに文化祭を開催した高杉副区長は、「みなさんの協力とともに大盛況で、楽しい文化祭ができました。新しく趣味の会を開く話もあり、ほんとうにうれしいことです。」と文化祭の成功に満足そうでした。

天神町集落の運営を円滑に行うために全戸四班に分けて各班毎に月番を置き区長と区民との連絡を行います。月当番は住宅番号順に二箇月交替として各班から一名選出し、区長を経由して区民のみなさんへ連絡事項および文書の配布、集落費の徴取りまとめを行います。

第一に、われが区村の町議が立候補をした事です。前回まで三人の町議を送り出していた松野尾から一人の立候補予定者もなく、松野尾代表として「出たい人より出したたい人」ということで、わが新月から近畿省一郎氏が字挙げての期待を抱いて推挙されました。その結果は見事初陣で上位当選を果たし、

(山川時男さん)

徹底



(鈴木一雄さん)

これが新月は、新潟市西にあり、接する巻町の一一番端に位置し、新保新田二十二戸と月崎十七戸計三十九戸、この二つの小字でなつており人口百五十人であります。

わが区の自慢は小集落で取り立ててこれという自慢もありませぬが、幾つかあげてみました。

表する町議が誕生したことは大いに自慢する事柄で、近嵐町議の益々の活躍に区民一同大いに期待するところであります。

次に、わが区の十二社と呼ばれる月崎のお宮様です。このお宮様は松野尾本村の若宮神社よりも歴史が古く、他の所の神社は昔、月崎のお宮を向いて建つてていると言いい伝えられています。また、集会等の集合時間の徹底には定評があり、他区から羨ましがれることも自慢の一つといえます。

いこいの広場

◎山鳩川柳会（会長佐伯かツ・・松野尾）の市橋勝さんから、故山本タケノさんの川柳を寄稿していただきました。

- ・閉居して張の虎が
- ・夕涼み墨絵にしたい
- ・花の下遠いときめき 欲しくなり
- ・野鳥との対話楽しく 聴える
- ・恋心乙女の幸運 胸一ぱい
- ・農に生ぐ つんづめ指を折る

山本タケノさんは、同郷の佐伯力（ツノさん）の指導、協力によって川柳をたしなまれ、会報「柳都」に毎月投句され数々の名句を残し、会員を楽しませたり激励してきました。余り恵まれない家庭に育ち、学校も十分に行けない境遇でありながら、格からみんなの人生氣者がありました。

- ・岡田萌恵ちゃん（3区・6才）から、広報クイズと町民3万人達成予想クイズの応募はがき、あんパンマンとペンギンのイラストを書いて送っていただきました。

あなたの絵やイラスト、日ごろ感じていることなどをお寄せください。
企画調整課 広報広聴係 (☎72-3131 拾223)

老齢基礎年金を受けられますか？

保険料をきちんと納めていないと、将来満額の年金をもらえません

Q 50歳の自営業者です。経営が思わしくない時期があり、国民年金の保険料を40歳から納めていません。将来、老齢基礎年金はもらえますか？

A このまま保険料の滞納が続くようなら、年金を受給できなくなることもあります。その理由は年金をもらうには、原則として25年以上の保険料の納付済期間が必要だからです。あなたの場合、20歳から40歳までの20年間が保険料納付済期間となっています。さらに、今後60歳まで保険料を払うことで通算30年の納付済期間となり受給資格期間を満たすこととなります。ただし、30年の加入期間では、満額の年金はもらえません。年金額を増やしたい場合は、60歳から65歳まで任意加入することができます。

Q サラリーマンの妻（昭和13年5月生まれ）です。結婚してからも昭和61年3月まで国民年金に加入しました。強制加入になった同年4月からは、きちんと手続きも行い国民年金の第3号被保険者となっています。昭和61年3月までの期間はどうなりますか？

A 昭和61年4月1日前はサラリーマンの妻は、国民年金の任意加入者でした。しかし、昭和61年4月1日からは強制加入になりました。

このように、国民年金ができた昭和36年4月からの期間で、任意加入できたのにしなかった期間を「カラ期間」といいます。サラリーマンの妻、年金受給者とその配偶者、海外在住者や学生などの期間がそれです。カラ期間は受給資格期間に算入されますが、年金額の計算の基礎とはなりません。年金額に反映するのは、保険料納付済期間と保険料免除期間です。

なお、カラ期間にはさまざまなケースがありますので、国民年金の係にお問い合わせください

20歳	40歳	50歳	60歳	65歳	● サラリーマンの妻の国民年金の期間 結婚 退職(20歳) 昭61.3 60歳		
納付	滞納	納付	任意加入		共働き (厚生年金)	任意加入できた期間 (カラ期間)	第3号被保険者
※25年以上の保険料納付済期間が必要							

*25年以上の保険料納付済期間が必要

④大型ごみ…家電製品、大型家具類、自転車、マットレス、カーペットなど
残念ながら、燃えるごみの中に燃えないごみが混じっていることが、よく見受けられます。燃却炉の効力を低くするだけではなく、焼却炉を傷めることになります。よりよい分別により施設を長く使えるよう、更に協力をお願ひいたします。
また、多量のごみ（概ね三十キロ以上）は、直接清掃工場へ運ぶようご協力をお願ひいたします。
清掃工場へ搬入されたごみの処理はそれぞれ次のようにあります。
・燃えるごみ

④大型ごみ：家電製品、大型家具類、自転車、マットレス、カーペットなど

ごみ収集カレンダーを確認して
ください。

たします。

・ビール フラスチック類
加熱して溶かしたあとプレス圧
縮で二十分の一程度に少なくして
埋立て処理します。

- ・燃えないごみ
細かく碎き、不燃物、金属に自動選別し、金属はプレスして再資源として利用します。
- ・焼却炉で燃やし灰として一層廃棄物処分場に埋立て処理します。

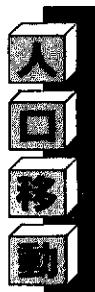


河村貴志くん(松山)

孝一さん、栄子さんの次男。

「すくすくと元気に丈夫に育ってほしいです」

最近、歯がはえはじめたばかりのたかしくん、目元がお母さんそっくりでかわいい顔で笑ってくれました。



10月末の人口

総数 29,901(-27)

男 14,512(-13)

女 15,389(-14)

世帯数 8,139(+11)

(土)は9月末からの増減

お誕生日おめでとう (11月1日~15日届出分)

名前	前姓	出生月日	保父	護母	地区
小山	世介	10.21	守	恵子	越前 浜
渡邊	佳敦	10.23	徹哉	礼子	大原
佐藤	間穂	10.23	朗	省子	東6区
本間	達也	10.23	正昭	春江	稻島
田邊	達也	10.28	浩治	由美子	3区
佐藤	彩穂	10.29	雄一	仲恵	漆山7の丁
近嵐	聰史	10.29	栄一	夕美子	松野尾下組
久朗津	亮那	10.31	正昌	由里	東6区
高橋	千秋	11.1	悟	加代子	松野尾浦組
竹内	美咲	11.3	雅人	優子	葉萱場
大澤	倭枝	11.4	正樹	浩子	東6区
山崎	寿恵	11.12	一夫	幸枝	12区

お問い合わせ下さい (11月1日~15日届出分)

名前	前姓	死亡月日	年齢	地	区
竹平	正司	11.3	76	赤	館
小杉	スイ	11.3	62	7	区
斎藤	久次	11.3	67	松	山
西山	徳次	11.6	87	桔梗ヶ丘	
柳澤	キヨ子	11.6	81	松野尾興業第一	
町田	高作	11.7	74	漆山4の丁	
高畠	久	11.8	73	鷺ノ木	木区
宮城	かほる	11.9	73	13	
田邊	キク	11.10	76	桜鷺	林木
寺澤	榮一	11.11	66	鷺ノ木	

広報クイズ No.44

問題① 国道116号線沿いに、けやきの苗木が植樹されました。今年は何本植えられたでしょうか。

- (1) 50本 (2) 60本 (3) 70本

問題② 老齢基礎年金を受けるには、原則として何年以上の保険料の納付済期間が必要でしょうか。

- (1) 20年間 (2) 25年間 (3) 30年間

正解者5人(正解者多数の場合抽選)に図書券(千円分)をプレゼントします。ふるって応募してください。

■応募要項■

官製はがきに下記を参照のうえ書いてください。

締切り 12月10日(木)(消印有効)

発表 広報12月25日号

41	9	5	3
卷町役場企画調整課	広報広聴係行	卷町大字卷甲 2690-1	電話番号

解答

① _____ ② _____
住 氏 年 電 話 番 号
名 験 に 対 す る
年 電 話 番 号
意 見 ・ 要 望 な ど

前回の正解

問題① (2) 問題② (1)

住民窓口で抽選してもらいました結果、正解者37人のうち次の5人が当選となりました。

おめでとうございます。

広報クイズ
No.43
当選者

たくさんの応募どうもありがとうございました。

善意

○町立卷西中学校の創立十周年を記念して環境整備と情操教育に役立てほしいと次のの方々から寄贈していただきました。

○町立卷西中学校創立十周年記念事業実行委員会

実行委員長 堀之内竹司さん

・中庭整備一式(アクリル舗装、藤棚、植樹、時計ほか)

・吹奏楽部楽器(オーボエ、ティンパニイ)

○安澤藤夫さん(松野尾浦組)

・前庭整備一式(記念碑、植樹(小ならの木))

○次の方から、町へ寄附していただきました。

○大澤鉄夫さん(竹野町)

みなさんどうもありがとうございました。

砂丘地での農作業風景の一つで、加工
だいこんを収穫する姿があちらこちらに
見られるようになりました。今年は作柄
もよく豊作で、畑のうねから次々と白い
だいこんを抜き仲むつまじく汗する夫婦
を見かけました。(写真:松野尾下組、
岩崎正嘉さん、キクノさんご夫婦)

広報まき

お知らせ版

No. 105
(1992.11.25)

毎月10日・25日発行

●発行…卷町 ●役場所在地…〒953 新潟県西蒲原郡卷町大字卷甲2690-1 ☎0256-72-3131
FAX 0256-72-6022

●編集…企画調整課

卷町史 資料編6 民俗

今回、予約を受け付けている卷
町史資料編6 民俗の配本を十二月
四日(金)から行います。

十二月四日(金)から八日(火)までは、
役場旧館一階第一会議室で引き渡
しを行います(日曜日も行います)。
時間は、午前九時から午後四時三
十分まで、代金と引き換えになり
ます(一部六,〇〇〇円)。

なお、九日以降は役場旧館三階
の町史編さん室で配本を行います。
現在、予約を受け付けています
ので、まだ申し込みをされていな
い方は早めにお申し込みください。

資料編6 民俗の概要

卷町では、海ぞい、山ぞい、平
原地方における中心的な存在とし
ての社会条件、そして長く多様な
伝統を持った歴史的条件などが豊
かな民俗を生み育て、伝承の環境
を作つてきました。

卷町史民俗部会では、資料編編
集にあたり、昭和五十九年七月か
ら町内二十二会場で聞き取りを主と
する調査を実施してきました。
調査では、伝承の時点を先の大
戦前において収集することにし、
受けつがれたものが現在はどのよ
うであるか、またいつ頃から変化
をし、滅失をしていったのかなど、

についても、可能な限り時点を押
さえていくように留意をしました。

本巻は、社会伝承、生活伝承、
文化伝承という三つの柱から構成
されています。社会伝承では、村
落・家族・年齢集団、人生儀礼と
交際の領域を、生活伝承では、衣
・食・住と生産・生業、交通・交
易などの経済的な伝承と、これら
と係わりをもつて展開される年中
行事などを、そして文化伝承では、
神社・寺院の信仰と民間信仰、祈
願・祈祷、芸能と民話・民謡など

を取りあげました。

文中には、写真・図版などを多
く取り入れ、分かり易く記述して
あります。

本の体裁

A5版本文約九〇〇ページ

領布価格 六,〇〇〇円
申し込み、問い合わせ
役場企画調整課へ



資料編本文の見本



二十日正月の霜取り行事(中舞屋)

523

問い合わせ 大岡正末さん方
会費 一般…五百円
講師 日本地んかん協会新潟県支部
鈴木 ちひろさん

本てんかん協会新潟県支部
埼町寺地 ☎025-230-13

890) ×。

てんかんと結婚について 講演と相談のつどい

—卷保健所テレフォンサービス—

電話 72-8833 (専用電話)

「お年寄りの骨折予防」 ①骨粗鬆症ってなに? ②骨を丈夫にするために	12/1~12/15
「いぬ・ねこの正しい飼い方」 ①いぬ・ねこの習性 ②いぬ・ねこの正しいしつけ方	H.5 12/16~1/3

月~金…17:00~翌日8:30 土・日曜日・祝祭日…終日

12月

町民生活力レンダー

1~15日 英語で December (ディセンバー) 月異名一師走 (しわす) 誕生石ータコイズ

○=時 間
□=会 場
■=対象者
△=参加費

1 火	◆3歳健診	9 水	
2 水	●献血	10 木	●心配ごと相談□10:00~15:00 ■役場1階相談室 ◆三種(二種)混合予防接種
3 木	●心配ごと相談□10:00~15:00 ■役場1階相談室	11 金	◆三種(二種)混合予防接種
4 金	●消費生活苦情相談□13:30~15:30 ■役場1階相談室	12 土	
5 土	★町立巻病院小児科外来休診日	13 日	●休日救急当番医(診療時間9:00~18:00) 〔外科〕竹前医院(7区)☎⑦2809 〔内科〕莉部医院(西川町)☎⑧2057
6 日	●休日救急当番医(診療時間9:00~18:00) 〔外科〕県立吉田病院☎⑨25111 〔内科〕大越医院(9区)☎⑨22707	14 月	
7 月	●行政相談□9:00~12:00 ■役場1階相談室	15 火	◆1歳半児健診
8 火		<p>■ のぞきからくりが放映されます ■</p> <p>11月28日(土)午後12時から、新潟総合テレビ(NST) 「いい旅・夢気分」の番組の中で、のぞきからくりが 紹介されます。是非ご覧ください。</p>	

赤ちゃんの健康のために

◆3歳児健診

対象 元年10月生まれの幼児
とき 12月1日(火)

午後1時30分集合

ところ 役場3階大会議室

持ち物 母子手帳

内容 内科検診、歯科検診、尿検査、視聴覚検査、身体計測、保健婦の問診

※昼食後歯を磨き、以後何も食べさせないでください。

◆1歳半児健診

対象 3年4月生まれの幼児
とき 12月15日(火)

午後1時30分集合

ところ 役場3階大会議室

持ち物 母子手帳

内容 内科検診、歯科検診、身体計測、保健婦の問診

※昼食後歯を磨き、以後何も食べさせないでください。

◆三種(二種)混合予防接種

三種混合予防接種は、ジフテリア・百日ぜき・破傷風を予防するための注射です。既に百日ぜきにかかったことのある乳幼児は、二種混合予防接種を受けさせてください。今回初めての人は、接種できません。

対象 第Ⅰ期…6ヶ月以上4歳未満の乳幼児

第Ⅱ期…Ⅰ期3回終了後1年から1年半の間に1回接種

とき 12月10日(木)…赤館、五・二地区、漆山地区、峰岡地区、松野尾地区、角田地区

12月11日(金)…1~13区、東6区、堀山団地、グリーンハイツ、桔梗ヶ丘

※両日とも午後1時30分~2時30分(二種混合は2時20分集合)

ところ 卷町公民館

持ち物 母子手帳、問診票

献血	
い。	と
※成分献血ですので、希望者は11月30日(月)までに役場環境保健課へ連絡してください。	こ
る。	る。
午後1時~3時	午前10時~3時
卷保健所	12月2日(水)

国民健康保険税……第4期 納期限……11月30日	
期間内に納入するようご協力ください。	
納税は便利な口座振替えで! ※届書の用紙は役場、金融機関に用意してあります。手続きは、通帳と印(通帳に使用)が必要です。	